消費税の本体価格表示の恒久化に関する要望

【小売事業者団体】					
オール日本スーパーマーケット協会	会 長	田	尻		
全国小売酒販組合中央会	会 長	吉	田	精	孝
一般社団法人全国スーパーマーケット協会	会 長	横	Щ		清
日本小売業協会	会 長	野	本	弘	文
一般社団法人日本スーパーマーケット協会	会 長	Ш	野	幸	夫
日本チェーンストア協会	会 長	小	Ш	信	行
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会	会 長	池	野	隆	光
一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会	会 長	渡	辺	裕	明
一般社団法人日本ボランタリーチェーン協会	会 長	泉	田	幸	雄
【卸売事業者団体】					
全国卸売酒販組合中央会	会 長	松	Ш	隆	志
全国菓子卸商業組合連合会	理事長	<u> </u>	木	正	人
全国化粧品日用品卸連合会	会 長	森	友	徳身	兵衛
一般社団法人日本医薬品卸売業連合会大衆薬卸協議会	会 長	松	井	秀	夫
一般社団法人日本加工食品卸協会	会 長	或	分		晃
【製造事業者団体】					
一般財団法人食品産業センター	会 長	小	瀬		昉
食品産業中央協議会	会 長	Ш	村	和	夫
全国食品産業協議会連合会	会 長	Щ	本	隆	英
全国製麺協同組合連合会	会 長	鳥	居	憲	夫
一般財団法人全国豆腐連合会	代表理事	齊	藤	靖	弘
全日本菓子協会	会 長	Ш	村	和	夫
日本一般用医薬品連合会	会 長	柴	田		仁
一般社団法人日本即席食品工業協会	理事長	村	岡	寛	
日本豆腐協会	会 長	三	好	兼	治
一般社団法人日本パン工業会	会 長	飯	島	延	浩
一般社団法人日本冷凍食品協会	会 長	大	櫛	顕	也
一般社団法人日本アパレル・ファッション産業協会	理事長	上	Щ	健	<u>-</u>
一般社団法人日本ボディファッション協会	会 長	塚	本	能	交
【外食事業者団体】					
一般社団法人日本フードサービス協会	会 長	赤	塚	保	正
		(公印省略)			

各位

小売・卸売・製造・外食事業者28団体

消費税の本体価格表示の恒久化に関する要望

拝啓 平素は私ども業界に対しまして格別のご指導を賜わり、厚く御礼申し上げます。 新型コロナウイルス感染症による昨今の状況により、皆様におかれましても様々なご配慮を なされていることと推察申し上げます。

さて、二度にわたる消費税率引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため 2013年10月に消費税転嫁対策特別措置法が施行され、この中で「消費税の円滑かつ適正 な転嫁の確保及び事業者による値札の張り替え等の事務負担に配慮する観点」から、総額表示義務の特例として本体価格表示が認められることとなりました。来年3月31日にはこの特別措置法の失効が予定されていますが、この総額表示義務の特例についても、既に消費税率の引き上げがなされたことをもって、その目的を達したものとされています。

一方、昨年末からの新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、国内においても所得 や売上が大幅に減少し、依然として行動様式の変容が継続的に求められる厳しい状況にあり、 一日も早く社会機能の復旧と経済の再生を成し遂げることが期待されています。

総額表示義務については、私どもは、「消費マインドの減退につながり、デフレ化の一因となる」ため、これまでも一貫して強く反対を主張してきましたが、今日のように経済・社会環境がきわめて不透明な中にあって、流通・サービスの現場においては、商品・サービスの値ごろ感を適切に維持・訴求できることが何より肝要と考えております。

特別措置法の失効を迎え画一的な総額表示が求められることは、事業環境をさらに圧迫する とともに消費マインドの減退やデフレ化の促進を招きかねないため、来年4月以降も本体価格 による表示が恒久的に確保されるよう強く要望いたします。

敬具

- 1 2004年の総額表示義務化の当時、消費税額を含む総額での表示に一斉に取り組みましたが、消費者に値ごろ感を訴求することができずに、ずるずると消費の減退を招きました。 一方、消費税転嫁対策特別措置法に基づき、本体価格が表示される商品・サービスが広く 定着することにより、サプライチェーンの各層において商品・サービスの適正な価値を維持
 - 一方、消費税転嫁対策特別指直法に基づさ、本体価格が表示される商品・サービスが広く 定着することにより、サプライチェーンの各層において商品・サービスの適正な価値を維持 しつつ、消費税の適切な転嫁が確保されてきました。
- 2 消費税額を含む商品・サービスの価値をどのような方法で表示すべきかについては、本来 ー律に課すべきものではなく、事業者と事業者、事業者と消費者との関係において、事業者 が自ら適切な方法を選択し実施すべき問題であり、混乱や支障のない現状からみても、価格 表示の方法はそれぞれの業界の適性にあわせて事業者の選択に任せていただくことが肝要と 考えています。
- 3 このような経緯を尊重し、また、さらに厳しい消費環境の変化が予測される中で、何より、 商品・サービスそのものの適正な価値を維持・確保して価格として表示することがデフレを 回避し、消費税の適正な転嫁を図ることとなるため、来年4月以降においても、画一的な総 額表示義務を廃止し、本体価格による表示が確保されるよう要望いたします。

以上